

Title	所謂"Bastard Feudalism"について(序説) : 主として,最近の研究の展望
Sub Title	Some aspects of "Bastard Feudalism"
Author	森岡, 敬一郎(Morioka, Keiichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1968
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.40, No.4 (1968. 3) ,p.111(671)- 143(703)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19680300-0111">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19680300-0111</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 所謂 “Bastard Feudalism” について（附説）

——井上赳、最近の研究の展望——

森岡敬一郎

中世末期のイングランドを考察する上に、Charles Plummer によつては、“Bastard Feudalism” と呼ばれ、より最近の研究者によつては、井上赳、マギリベ特有の urbanity から、“Bastard” といふ悪い語感をもつて詰葉をなすし、“New Feudalism” と称せられてゐる現象を問題とするしが、極めて重要である。よく簡単に Bastard (New) Feudalism の特徴を述べるとすれば、本来的な「封建制度」に於ては、封建的従属関係の Nexus が、封建的土地保有権（国制史上から離れて）、最も典型的な型としては、「騎士封」(Knight's Fee) の設定を介して形成され、封建的保有関係が比較的安定性をもつていたのに対し、Nexus も比較的安定していたのに、十三世紀後半頃から、このよつた封主を媒介としない、貨幣の支払ひや、国家の行政・司法機構に於ける地位・権力を利用しての保護・被保護の関係を軸とした新らしい対人的従属関係が著しく普及することになる。この保護関係が Maintenance であつて、その外的表示として与えられるものが保護者 (Patron) の支給する制服 Livery である。所謂 “Bastard Feudalism” といふ（附説）

以来) ……貴族はもはや、Henry III 治下に於いて企てたよりに権利として、統治を独占するには出来なかつた。Commons を無視するには出来なかつた。……しかし彼等は、*de jure* の独占を期待し得なかつたが、*de facto* の影響力は著しかつた。それは Edward III 治下に大に増大したが、主として、対仏戦争の影響によるものであつた。古い封建的軍制は今や時代後れとなり、又、長期の对外戦争には全く不向きであつたので、Edward III は、一定の日当で諸侯その他を契約する、又、当時の言ひ方でいえば、indent あるところの新しい方法を導入した。彼等は政府との契約によつて、利益、時には非常に大きな利益を得、又戦利品や捕虜によつて富裕となつたばかりではなく、又、戦争が終ると、長い戦争で秩序ある平和な生活には向かないが彼等の命令には服従する一団の人々の長となつてゐた。……又、Edward

III の治世は擬似騎士道の時代であつた。それは、外観的な華々しさの虚偽の名誉の典範にもかかはらず、内在する欲望と乱暴さとを隠すことが出来ず、この魅了されたサークルに入ることが出来ない人々の権利と感情を無視するものでしかなかつた。ここに Bastard Feudalism の開始が見られるのである。それは、封主・封臣の間（封建制度の）原初的関係に代つて、貴顕は、彼の Livery を着用し彼の（私）戦を戦ひ、最も言葉通りの意味で、法廷その他で、*addicti jurane in verba magistri* である人々にかこまれ、一方、貴顕は、彼等の争ひを支持し、彼等を刑罰か保護つたのである。この弊害は、Lancaster 郡トに頂点に達し<sup>(1)</sup>」

(1) Fortescue on the Governance of England, ed. by. Charles, Plummer, (p. 15—16).  
(2) Stubbs, Constitutional Hist. of England vol. III.

### 一

先づ第一に、一二世紀から十四世紀にかけての「軍制」の変化について、最近の研究を紹介しつゝ、略説して見よう。一二世紀からイングランドに於いては、國家構造に於いて封建的的土地保有に基く所謂「封建的 Nexus」からの離脱と、国王を中心とした全自由民の組織としての所謂「the Community of the Realm」の形成が進行して行つた。これは、中央に於ける国王側近の金鑑としつゝ、feudal curia regis から Parliament への変化、財政上では、Non Feudal Taxation の発展、司法上では、Feudal Court の Franchise が、ある意味では既に現われた。軍制上

に於いても、全國民（全自由人）を基盤とする新体制への改編が着々と進行して行つた。このことは、軍事史の枠内そのもので考へれば、重装騎士の武装の費用がかさみ、一方イングランドに於いては、早期に進行して、Scutage 制又 Sub-Infeudation によつて、現実の騎士が軍務を離れて在地化する傾向のあつたこと、そして封建所領の保有者たる騎士は、軍装の高度化に伴ひ益々在地化する傾向が著しくなり、これに平行して一種の專業的軍人としての騎士制度が次第に確立して來たこと、又、従軍期間四〇日という封建軍隊の慣習、封建軍隊そのものに固有の指揮系統の混亂又本質的に防衛軍としての性格をもつ封建軍隊が国外に従軍することを強く嫌ふ傾向と、つた封建軍隊そのものの本質に由来する諸制約を打破して、国王の許に、国王の自由に行使し得る軍隊の創設が時代の要請であつた。かかる軍隊は、国王の傭兵であるべきものであつた。しかし、このように「軍隊」の「傭兵化」を行うには、國家財政の充実という経済的要件も必要であつたことには誰も俟たない。

イングランドに於いては、マグナ・カルタによつて、国王が外国人を傭兵として利用する事が禁じられていたので、国内の諸要素を新しい型で利用する方法がとられて行つた。その一つが所謂「Distraint of Knighthood（騎士強制）」であつた。これは、既に Henry II <sup>(2)</sup> 治下に制定され財産に応じて武器携行の義務を課つた、Assize of Arms (<sup>(3)</sup> 一一八一年) 更にはそれを拡充した Statute of Winchester. (一一八五) によつてこの規定を

免れてゐた三〇ポンド（又は四〇ポンド）以上の収入ある人々にも、他の人々の軍務よりはより高度の軍務を強制することであつた。即ちこれらの人々に「騎士」たる身分と職分とを強制することになつた。この「Distraint of Knighthood」も並んで、同じく Assize of Arms を基礎として、国民は、その資力に応じて、広く軍務を課す方法が行はれたのである。

Distraint of Knighthood は、初め一二一四年に実施せられたが、この時には、現に Knight's Fee を保有し、「騎士叙勲」を受けなかつた人々を、強制的に「騎士叙勲」を行わしめて、軍事的な意味に於いて「騎士」とすることにとどまつたが、やがて一二一四年以降は、一定限度以上の土地を保有する人々に全て「騎士叙勲」を強制したのである。<sup>(4)</sup> この制度は、古くから注目されていて、この制度創設の意図については或はこの強制免除のために支払はれる Fine の収入或は、地方自治に於いて根幹となつて活躍する Knghit 身分の人々の不足を補うためであるとか種々の解釈が行はれて來たが、M. Powicke の研究によつて、少くも Henry III 或は Edward I とあつては、主たる意図は、軍事的なものであつたものであることは確定されたものと思われる。勿論、この制度の歴史を通じて考えれば、上述の財政的・行政的目的が重要な因子であつたこともあらし、H. Cam の指摘するように、このイングランド独自の制度が、中世末期イングランドに於いて、一種の Plutocracy を可能にし、身分制の障壁を切崩す役割を果したんむを無視するとは出来ない。

この Distraint of Knighthood と Assize of Arms・Statute of Winchester による徴集令とは、Henry II から Edward I に抜きつけていた。しかし、軍事力が自由に国王の手によつて創設せられるることは、国王権力の強大化を招き貴族の既得権が侵害せらるる危険なしとしなかつたから、国王がこれらの方法を利用すれば、だけ反対も強まつて行った。例えば、一二七八年に Edward I が行つた国民徴集と Distraint of Knighthood とが政治的危機を惹起したことは周知の所である。

軍隊内に於ける騎士は、依然重要であったから、国王は騎士たる人員を確保するのに多くの努力をはらつてゐる。例えば、封土たる土地が教会の手に移るゝの禁止（一二七九年の Statute of Mortmain）、一二八五年の Donis Conditionibus、一二九〇年の Quia Emptores の如く、Edward I の一聯の封建立法が、騎士封保全を意図したものとも考へられなくてはないし、又、自力を以つて騎士たるの装備を賄ふ得る人々の育成にも努めている。しかし、この封土保全のための立法が、封の固定化を来たし、かくて、Indenture 並に Retinue の制度を促進するにいたつたのである。

更に百年戦争に突入すると、国王は、自由に利用し得る充分な軍事力を必要とした。そして、正式の指揮系統の明瞭でない、又、従軍の場所・期間について種々の制約のある封建軍隊の不充分さは明らかであつた。しかも、「国民徴集」軍そのものに於いても、防衛戦という厳重な条件と議会の統制とがあつた訳である。一三四五一年には、Edward III は、再び土地所有に基いて軍務を行ふ。即ち、Statute of Winchester に従つて、各州毎に、兵員の徴集を行なう、との徴集の任に当る Commission of Array には、騎士が、更にそれを統率するものとして、上級貴族が利用せられた。しかし、一部貴族を除いて、一般の貴族の態度は、国王のよつた政策に対し極めて否定的で、こうした政策を国王が従来の法の境内としむ、又、国王の行動に議会を通じての統制を加えようとしている。この具体的な現われは、一三二七年の有名な Commons の Petition であつて、それは「(1) 彼等が勤務する義務のない土地への意志に反して従軍しないこと、(2) 彼等の保有の義務の境内であることを、(3) Commons とのことは、Statute of Winchester の形式に反して自己負担で武装しないこと、(4) 又、国王の費用でなければ、自己の州から他には出ない」とを要求してゐる。そしてこの結果として制定された Statute に於いては、上述の Commons の要求の全てが認められたのではないとしても、「国民徴集」によつて形成された軍隊は、敵の侵入・国土の危機以外の場合には、夫々の州の外部には進まないことを認めてゐるのである。

更に百年戦争に突入すると、国王は、自由に利用し得る充分な軍事力を必要とした。そして、正式の指揮系統の明瞭でない、又、従軍の場所・期間について種々の制約のある封建軍隊の不充分さは明らかであつた。しかも、「国民徴集」軍そのものに於いても、防衛戦という厳重な条件と議会の統制とがあつた訳である。一三四五一年には、Edward III は、再び土地所有に基いて軍務を行ふ。即ち、Statute of Winchester に従つて、各州毎に、兵員の徴集を行なう、との徴集の任に当る Commission of Array には、騎士が、更にそれを統率するものとして、上級貴族が利用せられた。しかし、一部貴族を除いて、一般の貴族の態度は、国王のよつた政策に対し極めて否定的で、こうした政策を国王が従来の法の境内としむ、又、国王の行動に議会を通じての統制を加えようとしている。この具体的な現われは、一三二七年の有名な Commons の Petition であつて、それは「(1) 彼等が勤務する義務のない土地への意志に反して従軍しないこと、(2) 彼等の保有の義務の境内であることを、(3) Commons とのことは、Statute of Winchester の形式に反して自己負担で武装しないこと、(4) 又、国王の費用でなければ、自己の州から他には出ない」とを要求してゐる。そしてこの結果として制定された Statute に於いては、上述の Commons の要求の全てが認められたのではないとしても、「国民徴集」によつて形成された軍隊は、敵の侵入・国土の危機以外の場合には、夫々の州の外部には進まないことを認めてゐるのである。

## 証

(一) The Community of the Realm. (*communitas regni*) ふと、ハッカ  
ラハッカが一箇の「共同体」を形成してゐるのである、その首長として国王を  
頂くへよう觀念である、国王対国民の関係が、封主・封臣關係に侵越して現は  
れし來る。こゝした政治社會の形成は、裁判上は於て國王裁判所の確立、中  
央政治機關としての議會の形成、租稅の面に於て Non-Feudal Taxation の  
發展と二つ形をとりて III・四世紀に現はれて來る。

(二) ユソ Assize of Arms の要点は M. Powicke が「Anglo-Saxon 時代の Fyrd が做つて、自由民や「充分に社會的地位のお人々」  
(即ち法文に於ては「大マルクの人」) が、一般の徵募兵との二つのグループ  
に分けたことである。前者の携行するよりは義務付けられた武器は、ある種の  
クサリカタヒラで、彼等は Borough 並び Visinetum のより低い身分の人々  
を從ふるいむだなる。後者は、革の gambeson を着用するいむだなる。前者  
のグループの人々が、その後五〇年間に、騎士と並んで、ひそかに召集された  
が、後者は單に局地的な防衛に從事したに過ぎなかつた。

(三) Statute of Winchester は、平和と秩序の維持のための諸規制を統合した  
「のどおひ」、Watch and Ward 制の整備、日曜日に於ける訴訟聽聞の禁  
止、田畠に於ける市場開設の禁止など諸々の規定を含むが、ひどく謬じてゐ  
る「國民軍制」と関する規定心つては、(一) 一五シリング乃至二〇シリング  
の土地、又は四〇マニカの財産ある者は、低級な甲冑と馬具とを備え、  
Trooper of Cavalry べた。 (二) 以財産に応じて、四種の歩兵の武器  
を用意し、(三) 必要な場合にば、防衛のために出陣する。 (四) 又、年一度  
Constable の下、武器・武器の保管をもつて定められてゐる。

(四) Distraint of Knighthood が「M. Powicke & Military Obligation in Mediaeval England (Oxford, 1962)」の所、最  
高の研究である。 M. Powicke が、「Distraint of Knighthood and Military Obligation under Henry III.」 (Speculum, vol. xxx (1950)  
pp. 457-470.) “The General Obligation to Cavalry Service under Edward I” (Speculum, vol. xxvii (1953) pp. 829-30) “Edward II and Military Obligation” (Speculum, vol. xxi (1956) pp. 83-119)

古體 “Bastard Feudalism” とも云ふ（拙譯）

参考。 M. F. M. Powicke The Thirteenth Century (Oxford Hist. of England, vol. IV.) (Oxford, 1962) 第 1 章 「The Community of the Realm and Taxation」 著者 Knight Service の論文 (pp. 540-559) が詳説に富む。

(五) Helen Cam が、マニカハハニ封建制の特色の「アラスト」、ユソ Distraint of Knighthood の意義を高く評価している。即ち、女史によれば、騎士勤務が封建關係 (Knight's Fee の保有) に拘はねないむだべ、一定の土地 (財産) 所有を条件にしないむだべ、 Social Mobility を促進したむつて  
は (Law and Lawtinder (London, 1963))、又、社會間の移動は、トトハハ  
じゆ見るが、このやうな制度によってそれが行われてゐたといふはばなりた  
むつては。この点は、トトハハに於ける Social Mobility が確かなむだ  
ムを認めるが、Perroy も又證めた所である。(Past and Present, vol. IV.) Sir F. M. Powicke が、この制度が the Community of the Realm の形成に發揮するかの「聯むつて論じて」。

(六) Item. prie la commune qe nul deshoremes soient destreinz de aler en gwere en countre lour gre en les terre ou ils ne sount nyte tenuz) en contre la manere de lour tenaunce, ne, en les terres ou ils sont tenus afaire service) en autre manere qe ne devient faire soloen la forum de lour tenaunce; ne gentz de commune ne soient destreintz a sei armer a lour custages de meygne en contre la fourme de lestatut de Wyncestre, ne nule part aler hors lour ditz countez, et si noun a les custages le roy. (Rot. Parl. 11.8y)  
(Chrmes and Brown: Select Documents of Eng. Hist. 1307-1485.) p. 39.

(七) M. Powicke が、「一般に、徵募令は古い反対は、Commons が  
トトハハ、軍の召集やのもの権利は國王の大権として認めつて、それが、 Statute of Winchester の特徴である」と、又、特と、州の外に出陣する場合の費用  
が、通常じばなくつて、國王の費用であるから、その点に特色がある。  
特に後者の主張は、この時代に、彼等が既に議会の「國」として、財政上の  
決定権を得ていたから、極めて効果的であった。一方、國王は、軍召集の場合

には、封建的慣例に従つて、貴族、或は、有力な貴族と武将とに詣つてゐる。又、時には、議会に於いて、Commons の意見を徵してくることがあるが、Commons は、例へば、一三四八年の議会では、「最も恐畏すべき和睦」、陸下の戦争並に戦争のための召集については、我々は全く無知であり頭がなく、それに関するいかにすべきかも判らないし、又助言を申上げることも出来ない。……貴族と陛下の顧問会の賢い人々の助言によつて、この国の名誉と利益などにて陛下に必要と思はれることを……命じて欲する。陛下と上述の貴族との同意によつて婆終的に決定されたことと、我々は同意す……」であつて、議会を通じて、「貴族の助言」「Commons の同意」が、宣戰並に召集のための条件となつた。これは、国王の権力の恣意的行使に著しい制約となつたのであつて、ここに議会制度の重要性があると共に、封建軍隊の変質そのものが又議会制度の発展を促してゐる面もある。

## II

封建制度の重要な要素である軍事勤務が、封土の授受を伴ふ從士契約以外の方法で行はれることは、イングランドに於いて、古くより見られる所であり、既に、初期ノルマン朝治下に於いてすら、事實上、国王が動員した軍隊そのものに於ける傭兵の比重の大なることは、ここに敢えて申述するまでもない。<sup>(1)</sup> 又、これと並んで所謂 Money-Fief (或は fief-rent) も何成り普及してゐたことは指摘されねども、しあしのよつた傭兵とも、又 Money-Fief との相違する形で、所謂 Indenture 契約により、封土ではなくして、国王召集軍の根幹が形成せられたことは、Edward I の頃からであつたと考えられる。一般に Money-Fief や Indenture 契約との差異は、前者が Homage を伴つのに對して、後者がそれを伴わない点に求めらるゝ。しかし Indenture 契約に

よる召集軍の実体について、最も古く、詳細な研究を行つたのは、J. E. Morris の *The Welsh Wars of King Edward I* (Oxford, 1901) である。本書は、既に發行年即ち古く、最近の研究と注目される本稿に於いて取上げるには、些か不適切とも思われるが、一二世紀後半以降、封土を媒介とする封臣・封主関係の Nexus (國か、ノン) に關する「封建關係」の弛緩と、新しい「国王を頂点として全自由人を捲き込んで形成されて来た新しい秩序 (國か、Sir Maurice Powicke 等の所謂「the Community of the Realm」)」の發展に伴つて生じて來た軍制上の変化について、最も早く詳細な研究を行つた書として、ここに一應触れて置く。Helen Cam, McFarlen 等の、所謂「Bastard Feudalism」の研究者が本書に必ず言及することを考へ併せれば、証されて然るやうのと思われる。本書は、一二七七年から一二九五年頃までの間に、Edward I が行つた數次の对 Wales 戰争、並に国境の紛争を論じた Monograph であるが、特にここに關係のあるのは、対 Wales 戰に従軍した Edward I の軍隊を分析した第一章 *An Edwardian Army* (pp. 35—109) である。特に同章の内、Introduction of a System of Pay と題する節に於いて、一二七七年に、有力な貴族が、国王と契約によつて、その指揮下に入らぐれども兵員を給料によつて組織し、この契約は、封建的軍事義務の慣習的な期間である四〇日を限度とし、それを過ぎぬときは、再び改めて契約を結ぶことが行はれてゐた例を發見した。<sup>(2)</sup> これは、現在まで確認し得る、国王と大貴族と

の間のこの種の契約の最初のものである。又、いわして国王と給料支払による兵員調達の直接契約を結んだ上級貴族が、更に下級貴族との間に同一趣旨の契約を行つたことも明らかにした。<sup>(4)</sup><sup>(5)</sup>これらは初めは、口頭でなされたものと思われるが、後者の契約を内容とする *Indenture* 文書は、N. B. Lewis によつて発見された一一八七年七月一七日付の Edmund Mortimer & Peter Manlay との間のそれが、現在までの所最古のものとされる。<sup>(6)</sup> その他一二世紀末年のものが若干発見されてゐる。こうした「封建軍隊」から一種の「傭兵」への転化が、イングランズでは、Edward III 治下に百年戦争に突入するまでに次節に行はれて来る。この軍制の変質そのものについては次静で触れるこゝとして、この「傭兵化」が、大陸に於けるが如き、純然たる「傭兵」の型をとるが、上級貴族が国王と兵員調達の契約を結び、それが配下の基幹たる要員を同じく契約によつて確保するところが行われ、更に下級兵士に至つては、古くは Anglo-Saxon 時代の Fyrd に廻り、Assize of Arms 又それを拡充した Statute of Winchester よりも、各州の自由人を徴募するところ型をとる。この徴募に当る Commission of Array には、貴族もしくは騎士が当つたので、二面では封建軍隊、一面では傭兵軍、又一面では一種の国民軍といつて極めて特殊の型態を呈することになつたことは、周知の所であつた。この際、国王と軍隊の枢要部を握る上級貴族との間の契約は、一二四一年頃には、最早口頭ではなく、Indenture 契約を原則とするにになつた。これらの例

は多数 Exchequer に保存されているが、その内容は、(1) 調達すべき兵員の数と種類、(2) 勤務の場所と期間、(3) 給料の割合と特別の賞与に関する規定、(4) 馬匹の損失に対する補償、(5) 輸送の費用、(6) 戰利品その他の分配の規定、などを含むものであつた。この国王と上級貴族との間の直接契約は、契約期間が短く、かつ契約の拘束が特定の戦役に限られるといへ *ad hoc* (Sub-Contract) に於いては、少数の例外を除き、期間は長く、それは、概ね一生であつた(世襲されないのが原則)。こうして主人(x) と Retainer (y) との間には、世襲的封主・封臣関係を設定することなく、概ね一定の年金を x が y に与へることによつては、y は或種の義務を生涯にわたつて x に負うという特殊の主従関係が設定されるのである。これは、封土といふ基礎をもたないから、極めて流動的であり、才幹と能力に恵まれた者は、既存の封建体制下の身分のいかんを問はず、*Indenture* によつて、貴族の Retainer となり、身分制の障壁が打破せられるのを助けたことは大きな意味があつたものと言わなければならぬ。更に、この Sub-Contract に於いて、契約期間が原則として一生涯であつたことは、この制度に最低限の安定性を与へるものであつた。

所謂 “Bastard Feudalism” といふ(序説)

(1) 例えば J. O. Prestwich; “War and Finance in the Anglo-Norman

State' (Trans. Roy. Hist. Society. Vth Series. Vol. 4.) やの最古は John Beeler; Warfare in England, 1066—1189. (Columbia Univ. Press. 1966) 特に第 1 章, "Military Service and Military Manpower: Non Feudal Elements" 及び Michael Powicke; Military Obligation in Mediaeval England. (Oxford. 1962) 及び C. Warren Hollister; The Military Organisation of Norman England (Oxford. 1965) の如きが最も重要な記述を含む。

(a) 所謂 "Money-Fief" の問題として Bryce Lyon; "The Money Fief under the English King. 1066—1485" (Eng. Hist. Rev. LXXI. (1951). p. 161—193.) を見よ。

(b) Morris. The Welsh Wars of King Edward I. (Oxford. 1901).

p. 68—69. 彼等もまた「國王の Baron が Baronet と 100 ランドの收賃の契約を行ふ。彼の臣民は彼自身の私兵であつて、残余は、それ程地位の高いなる貴族に夫々 10 円盾 1 五人位の兵員を集める」ことを Sub-Contract し、ひれらの Sub-Contract した貴族は國王の集めた兵員を指揮して、國王の Contract を受けた貴族の旗下に入つて部隊を構成した。國王の貨幣支払を受け、かねて契約によつて形成された部隊の最初の例は、1177 年に見出される。当時は、封建軍の因〇勤務の例に倣ひ、因〇田を一期として支払われた。Earl of Warwick や Chester や、115 人の兵員を以つて 110 田間にのべた形で従軍したと思われる、詳細は判らぬ。しかし統計、「Exchequer Accounts, 3/12」によると、Lincoln や Montgomery や、同様の 110 田間に、全ての身分の兵員 101 人を率いて、従軍し、彼自身より Banneret & Fee. 1 ランド半を手にした。又 Exchequer 3/13 にも、「Pain de Chaworth や Carmathen や 115 人の兵員を以つて勤務した。(彼自身は Marcher-Lord である、かつてまた勤務地が彼自身の保有地に近づいたから、田地を借りて暮らす)」と記してある。次に彼の計算した Earl の Retinue や、その Knights' Fee の総数の対照表を示すが如く。

TABLE A.—THE EARLS.

Number of fees as in pipe rolls.		Quota in 1277.	Strength of retinues in lances in certain wars.
263 { 131. Ferrars in all 60. Montfort 38. Various plus Lancaster	Lancaster		46 to 50. Wales 1294: 21. Flanders 1297: horses: 45. Scotland 1298: horses:
220 { 125. Various 95. Wallingford plus Cornwall	Cornwall	15	
455 { 261. Gloucester 141. Clare 52. Various	Gloucester	10	(46. Scotland 1298: Ralph de Monthermer, who married his widow.)
245 { 117. Lacy and Salis- bury 68. Earl of Chester 60. Winchester plus co. of Chester	Lincoln.	7½	30. Montgomery 1277: pay 14. Scotland 1298:
60. Warenne plus Yorks. and Lincolnshire	Surrey	7	26. Wales 1294: 18. Wales 1295: 49. Scotland 1298:
135 { 103. Beauchamp 32. Ressetis: Oxon. plus co. of Chester	Warwick	6½ (or 6 in 1282)	21. Wales 1294: 36. Wales 1295: 27. Flanders 1297: horses: 25. Scotland 1298: pay: <sup>2</sup> 14. Scotland 1298: letters: <sup>3</sup>

	279 { 211. Bigod & Giffard 67 <sup>1/2</sup> . Marshal	Norfolk	6	28. Wales 1294: 50. Scotland 1298:
151	{ 60. Mandeville 30. Bohun 35. Various 26. Braose	Hereford	5	12. Wales 1294: 14. Scotland 1298:
	32.	Oxford	3	12. Scotland 1298:
89	{ 32. Shropshire 57. Other counties	Arundel		40. Scotland 1298: <sup>2</sup> 14. Scotland 1298: <sup>3</sup>

<sup>1</sup> *Parl. Writs*, vol. i. 197, &c.    <sup>2</sup> Spring campaign.

<sup>3</sup> Summer campaign as a feudal duty.

(同書 p. 60)

TABLE B.—THE LORDS MARCHERS.

Number of fees.		Recognized quotas in 1277.	
? Salop & c. ? Radnor 26 <sup>1/6</sup> . Braose	Roger de Mortimer	3 2 1	For Elvael But Builth ‘in manu regis’
23. Herefordshire	Robert de Mortimer	3	Of Richard’s Castle
5. Salop	Peter Corbet	5	
1. Staffs 25. Ewyas Lacy	Theobald de Verdun	3 <sup>1/2</sup>	
25. Ewyas Lacy	Geoffrey de Geneville	2 <sup>1/2</sup>	28 lances in 1297: horses
2. Hampshire 19. Ewyas Harold	John Tregoz	3	12 lances in 1298: horses
	Ralph de Tony	2	18 lances in 1298: horses: (son)
	Roger de Clifford, senior	1 <sup>1/2</sup>	‘Pro Monemue’
? Wiltshire 9. Herefordshire	John Giffard	3	One knight ‘in baronia sua’ Four knights entered, two of which cancelled for wi- fe’s lands <sup>1</sup> .
10. Sussex Gower	William de Braose	2 <sup>1/2</sup> 1	One knight recognized for march
14. Glouc. & Hants 44. Bruere Kidwelly	Pain de Chaworth	1	Does not know his liability Three light horse for Kid- welly
56. Devon	Geoffrey de Camville <sup>2</sup>	2	This service is recognized for English fiefs only.
10. Somerset	Nicholas FitzMartin	3	
27. Various cos.	Reginald FitzPeter	2	
26 <sup>1/6</sup> . Braose	John de Hastings		
15. Herefordshire	Earl of Lancaster		
26 <sup>1/6</sup> . Braose	Earl of Hereford	1 <sup>2/3</sup>	
67 <sup>1/2</sup> . Strigul	Earl of Norfolk	1	Served in person as marshal

<sup>1</sup> The march of Clifford, also the commot and part of the town of Llandovery, came to him through his wife.

<sup>2</sup> His son, William de Camville, served as the knight of Pain de Chaworth.

(同書 p. 61)

TABLE C.—BARONS: TENURE IN ENGLAND.

<i>Number of fees as in pipe rolls.</i>	<i>Barons.</i>	<i>Kn.</i>	<i>Tr.</i>	<i>Retinues in various wars, total number of lances.</i>
(?) Chester, Beds, Herefordshire	Reginald de Grey	2		26. Wales 1277: pay 35. Wales 1295: pay
69. Linc., Norfolk, Sussex	Robert de Tates-hale	3		15. Wales 1277: pay 15. Wales 1282: pay 20. Wales 1294: letters 12. Flanders 1297: horses: (son)
40. Norfolk, Sussex 2½. Chester	Roger de Monthaut (in wardship)			20. Wales 1295: pay 18. Scotland 1298: horses: (son)
7. Northumberland (?) Mother's inheritance	Walter de Hunter-cumbe	3	1½	10. Wales 1282: pay 13. Wales 1295: pay 16. to 32. Scotland
2. Essex	Ralph Pipard	1	2	10. Wales 1295: pay 21. Scotland 1298: horses
2. Notts, Linc.	Philip de Kyme	1	2	12. Wales 1282: pay 13. Wales 1295: pay
26. Yorks., Linc., Northumb. 33. Leic. (wife)	Robert de Ros 1277 1282	4 3	4 6	10. Wales 1277: pay
18. Yorks., Linc.	Baldwin Wake	4		16. Wales 1294: letters: (John Wake)
63. Essex	Robert Fitzwalter	3		15. Wales 1282: pay
36. Yorks., Northumb.	John de Vescy	3		15. Montgomery 1277: pay
5. Essex	John de Vaux	1		10. Montgomery 1277: pay
	William de Leyburn	2		10. Montgomery 1277: pay 10. Wales 1282: pay 23. Flanders 1297: horses 16. Scotland 1298: horses
Two fees each in Westmorland, and others in Yorkshire	Roger de Leyburn Roger de Clifford, junior	2	5 1	14. Scotland 1296: horses: (son) 35. Scotland 1298: horses: (son)
69. Lincolnshire	Gilbert de Gaunt	2	2	12. Flanders 1297: horses: (son)
34, (?) Yorkshire	William de Grey-stock	2	4	
35. Lincolnshire	Edmund d'Eyn-court		4	
24. Herts and Kent	Alex. de Balliol	3		10. Wales 1277: pay

(同書 p. 62)

TABLE C.—BARONS: TENURE IN ENGLAND (continued).

<i>Number of fees as in pipe rolls.</i>	<i>Barons.</i>	<i>Kn.</i>	<i>Tr.</i>	<i>Retinues in various wars, total number of lances.</i>
35. Northumb. Essex	John de Balliol 'pro Devorgilla'	1	1	
1½. Essex	Robert & Richard de Bruce, 'pro Roberto patre.'	2		11. Wales 1282: Robert 8. Wales 1282: Richard

92. Devon	Hugh de Courtenay	6	12. South Wales 1282: pay 12. Scotland 1298: horses
11. Somerset	Hugh Pointz	1	4. South Wales 1277: pay 6. South Wales 1282: pay 6. Scotland 1298: horses
(?)	Alan Plukenet	1	10. South Wales 1277: pay 10 to 13. South Wales 1282: pay 14. Scotland 1296: horses
25. Bedfordshire	Ralph Daubeney	1	10. South Wales 1277: pay 12 to 18. South Wales 1282: pay
8. Gloucestershire	Roger de Molis	2	10. South Wales 1277: pay 10. North Wales 1282: pay
43. Somerset ?	John de Mohun	3	10. South Wales 1277: pay 10. South Wales 1282: pay: (brother)
5. Gloucestershire ? plus	Maurice de Berkeley	3	His son has 15, and grand- son 11 in retinue of Aymerde Valence
10. Norfolk 1. Hants	William de Valence		His son Aymer has 50. Flanders 1297: horses 50. Scotland 1298: horses
1/4. Leicestershire ? Worcester	Hugh le Despenser		15. Wales 1294: letters 25. Scotland 1296: horses 50. Scotland 1298: horses

<sup>1</sup> Philip de Kyme was also enfeoffed for the service of fourteen knights as a sub-tenant of the Earl of Lancaster; *Inq. q. mortem*, p. 142.

(同書 p. 63)

(4) J. E. Morris や Bain の *Calendar of Documents relating to Scottish History*, Nos. 905, 1004, など、次の如き事実が記載される。即ち、1277年から1282年の間、Tenant-in-Chief が、次第に Earl の旗下に入り行く例が見出される。例へば、Ralph Pipard や 1177年に死んだ、彼自身の封建義務を承認するEarl of Lancaster の旗下に在る、1181年に死るGromwell や、1196年に死るGrey の Paid Squandron や、1202年に死るThomas Berkeley や Maurice Berkeley や、1177年に死る Tenant-in-Chief や、封建軍務を提供してゐるEarl of Norfolk の旗下に在る、1197年に死る、Aymer de Valence や、旗綱を結ぶ、戦争が発生した時など、さういふ一派の臣属を以てして、彼等の騎士並み歩兵を収容する事例が、さういふ一派の臣属を以てして、彼等の騎士並み歩兵を収容する事例が、(pp. 70—71)。

又、N. Denholm-Young や John de Clare や、Segrave の領主 John や、Holland、Norfolk & Ludden の Manner の領主、Barnaret や、トマス・トマスの領主、Norfolk & Duke の Livery を着用し、イングランドの領主を除く誰を敵とするか、五人の騎士や騎手の Man-at-Arms を率いる、イングランドの Duke のために従軍する人材を募る (Bod. Lib. Ms. Dugdale 18, fol. 83.) (Seigneurial Administration in England, p. 23, 167—8)

(5) 上級貴族、特に Earl や、その Prestige 維持のため、封建義務に基づいて出兵し、出陣中の田地の取得に抵抗したが、Edward III の治世の中葉には、Earl や、骑士の取扱いもまた違つた。即ち、一般に Edward III 時代の田地をより肥沃化させ、より多くの Duke 11/2 ハクターハク、Earl 8 ハクターハク、Banneret 5 ハクターハク、Knight Bachelor 11/2 ハクターハク、Men-at-Arms, 1 ハクターハク、Hobellar 1/2 ハクターハク、Foot-Archer 1/2 ハクターハク。

(6) 次節に原文並びに訳文を記す。

(7) 例へば *Calendar of Documents relating to Scotland*, ed. J. Bain, II. No. 905. 例へば N. Denholm-Young, *Seigneurial Administration in England*, pp. 167—178. (McFarlen; "Bastard Feudalism". (B.

I.H.S. Vol. XX.) p. 163.

(∞) McFarlen, "Bastard Feudalism." (B.I.H.S. Vol. XX.) pp. 163—  
164.

(\*) McFarlen, "Bastard Feudalism". p. 164.

(10) 例え Charnos のように、軍事的才幹で成る上がった者もあるが、このぶ  
べた成り上らねば、一時的現象に過ぎなかつたようである。

### III

以上のよつて、軍隊のものの中に於いて、契約的要素が軍隊そのものの国民軍化と共に進展して行つたのであつたから、軍隊の構成・組織の研究は、Indentured Retainers の進化、旧来の封土を媒介とする封主・封臣機構の後退の指標として、極めて重要な意味をもつてゐる。ここに軍隊の組織の研究が極めて重要な意味をもつて来る。既に触れた Morris の研究以外に、特にこの方向に於いて注目すべき研究は、A. E. Prince の The English Government at Work. 1327-1336. ed. J. E. Williard and W. A. Morris (Mediaeval Academy of America. 1940) vol. I Central and Prerogative Government. に発表した "Army and Navy" 及び "The Strength of English Armies in the Reign of Edward III" (E. H. R. XIVI (1931) pp. 353—71) もある<sup>(+)</sup>。この点は、先づ Prince の第 1 の論文について述べて見だ。

これは、1311七年から1337年の間の10年間の行政(司法・財政)の実体を、地方・中央にわたり極めて詳細に跡付けよ  
へんこし、多數のイギリス・アメリカの学者の協力によつてなつ

た三巻の行政史の第一巻に所収されてゐるものであつて、この短い時期の間の陸海軍の諸問題を全て網羅的に論究してゐる力作である。(但し海軍については殆んど触れていない) 従つて召集した軍隊の兵力・兵種・規模・軍隊を構成する諸要素(封建的要素、Indenture によるもの、国民兵役制による徵集兵の比率) 又夫々の徵集の方法、軍需品調達の方法、等を取扱つてゐる。ひしだは、夫々の諸問題についても触れるべきであるが、軍隊の構成に於ける封建的要素と契約的要素との比率については、彼の第一の論文が殆んど、大筋については、定説と認め得るものと駄われるので、別の問題について紹介したい。

それは Commission of Array の社会的出自といふ問題である。国民兵役義務による兵士の召集の任に当つた Commission of Array 制について、大体、Shire 単位にその任に当つたむのぞ、Knight 地の軍人であり、高級貴族は、更に上にあつて、これの Knight 地の Commissioner を統轄してゐたといふ事が明らかにしてゐる。この点、新らしい軍制下に於いても、従来の貴族層が、国王権力の代行者として、指導的役割を果したという事実が如実に示されてゐる。正に、B. Wilkinson や或は Michael Powicke の指摘するように、イングランドに於いては、封建貴族階級が、国王権力の伸張にもかかはらず、むしろそれに則して貴族の権力の維持、或はむしろ強化が可能であつたことが示して居り、興味深い。

る彼の第一の論文が、より詳細に論じてゐるが、先づその内容の大略を述べ、必要な限り、後に著された彼の第一の論文の内容を以つて補足したい。

第一の論文に於いて彼が明らかにしたのは、軍隊を構成する諸要素の相対的な比重を明らかにしたのである。そして彼が利用したのは、財務記録即ち兵員に対する手当支払の記録であつた。即ち、この記録にあつては、国王の従軍のために Indenture 契約に入つた部将の個人的 Retainers に対する支払いや、Shire (或は Borough) が、国民兵役義務に基いて差出した兵員に対する支給といふを区別してゐるに着目したのである。<sup>(3)</sup> 但し、本論文の標題には、Edward III 治世における、「Edward III の治世の最後の一五年間は、……信頼し得るに足る史料の爲めに」充分に論じてゐない。扱、彼の研究の結果を紹介すれば、次のようになる。

(1) 例へば、1355年の対 Scotland 戦争のようないし、Shire (或は Borough) 徴集軍が殆ど全軍を形成してゐる場合もある。しかし、やがては、全く、本質的には国土防衛戦であつた。1356年、五五年の対 Scotland に於いては、極めて少數の Retainer 以外は、County (Borough) の徵集軍であつたが、County (Borough) 徵集軍の Retainer との比は1357年では、11・1・1355五年では4・1・1358年一月には4・1・1356年九月では、3・1である。1359八年以降は、上記の11の場合を除く、大体五・1の割合を保つ

ていた。この割合は、1341年の対 Scotland 戦、1347年の Calais 戦、1361年の対 Ireland 戦に於いても同様である。しかし、1359年に組織された部隊に於いては、Retainer たる歩兵 (騎兵の射手を含む) の方が、Shire (Borough) 徵集の歩兵よりも3・2の割合で多くなつてゐる。

(2) 騎兵。騎兵は、全ての部隊を通じて、貴族の配下が圧倒的にあつた。そして、Shire (Borough) 徵集の騎兵は常に減少していく。しかし、その例も若干あるし、又、1341年までは、Tenants-in-Chief に対する封建的召集も若干行なわれてゐるが、やがては、このよつた例は散發的となつた。

(3) 騎乗の射兵。騎乗の歩兵を Shire; Borough から得るためには、諸々の努力が行われたが、仲々その実は挙がらなかつた。例へば、1356年の部隊では、純歩兵に關しては、Shire (Borough) 徵集の兵士の Retainer の出は3・1であるが、騎乗の歩兵については、2・2である。Edward III 治世の末年には、一人の騎士が Men-At-arms と騎乗の騎兵の1団を率ひ、これが戦斗単位となつた。

かくして、強力な軍隊を得たためには、国王は、直接従軍の契約を行なう貴族もしくは Knight も、更にその隣の有力な戦斗力を確保するため、Sub-Contract を勧誘するのである。

更に最近、J. W. Sherborne は、"Indentured Retinues and English Expedition to France, 1369—1380" (E. H. R.

(1964) pp. 718—746) に於て Prince が充分論じなかつた Edward III 末年から Richard II の頃の対 France 派遣軍と Prince との間の問題の説明に努められてゐる。彼は、Indenture した部将 (Captain) が戦争後が提出した会計報告、Exchequer 記録等を利用してこの問題の説明を企てたのである。彼の研究の成果を次に記せよ。

- (1) 国王が国外の諸侯との間に結んだ契約を除いて、イングラン諸侯 (騎士) の組織した部隊のみにてて編くが、(2) 国王が直接契約した部将の数は比較的小い。王族の (Edward III の) 人の手で五〇〇部隊七五〇〇人を指揮)、Earl の (九人の Earl は合計一〇部隊総三〇〇〇人を指揮)、Banneret 19 (十九人の Banneret (半身の貴族出身) は、合計一五部隊、約六〇〇人を指揮)、Knight 1 (九部隊約一一五〇人を指揮)、Esquire 7 (六部隊六四五人を指揮)、Clerk 1 (一部隊約一〇人を指揮) であつた。従つて、兵員の大部分は、王族もしくは高級貴族が徵集して居り、古く封建的身分秩序が一四世紀後半の軍制に於いても維持せられたといふ點である。
- (3) Commission of Array による Shire (Borough) の国民兵役に基く徵集の方法は、一三六九年、一三七〇年を除いて殆んど無視してよい。例へば一三六九年には、Robert Morton 並に Roger Beler などの者が国王軍のため、一〇〇人の騎兵を array する Commission を受けたもの、又 Wardrobe の合計記録など、Morton と表して、その array した兵士の給料を支払はれていたものと見られる。

てゐるのが見られる。一三六九年、一三七〇年の結果によれば、夫々、このような事例が散見せられるか、Indentured Retainers の方法によらない徵集も行われたことが判る。しかしれどもは、一三六〇年以前に出して極めて低い比倒しかめたなかつたもののやうである。又、一三六九年の Commission of Array の徵集した部隊は、Retainer たる射兵の部隊とは別個に組織されていたものと思われるが、一三七〇年にば、Duke of Lancaster の Indentured Retainers の部隊の一端をなすものとして、Array が行なれた。しかもこの Array は、Duke of Lancaster の影響力の強かつた Lancashire, Yorkshire, Derbyshire, Staffordshire と限られた。

① 必要な兵員は概ね国王と部将との Indenture 請約によって充足された。これらの部将は、幾人かの Sub-Contractor を開いて徴募を行つてゐた。例へば、一三六一年の Sir Thomas Feton は、四九九人の Men-at-Arms、五〇〇人の射兵を以つて、大ケル温 Bretagne に徴募する契約を国王と締結したが、現存する史料では、その右、一七八人の Men-at-Arms、一八一人の射兵は、一五人の Sub-Contractor を開いて置つてゐる。この種の Sub-Contractor の活動はしづしづ史料の上に現われてゐる。従つて、国王と直接契約を結ぶ関係にあつた上級貴族の下に、勢望をもつて、多數の Retainer を抱えて多數の士官の勢力者があり、これらの協力によつて初めて、前記のイングランドの軍事力が確保されたものと見られる。

(一) 例、<sup>レ</sup> A. E. Prince も “The Indenture System under Edward III” (Historical Essays in Honour of James Tait, ed. J. G. Edwards' V. H. Galbraith, E. F. Jacob, pp. 283—97) が現る。この論文は、Indentured Retainer の軍隊編成のための Indenture の内容

強調する出張せ、N. B. Lewis もその批判を述べる。

(二) 1 番めに、Letter Patent によって、州の夫々定めた人員の徵募と組み Commission of Array を任命し、彼等は州の各地区毎の割当人員を定め、彼等が定めた Sheriff が指揮した日時・場所に夫々集つた人々から、必要な人員を徵募した。國王はいわゆる忠誠心の優秀な兵員を得るために必要であるか、武略を立てた人物や Commissioner などの経験の篤い人々を任命するなどある、つまづき “gentz merveilouses de arraier” と称せられた人々がいた。例ぐる Sir Thomas de Latton は、1311年9月10日 (Rot. Scot. I, p. 222)<sup>o</sup> 1313年10月10日 (ibid., pp. 282, 285)

1314年11月10日 (ibid., pp. 297, 304)<sup>o</sup> 1315年1月8日 (ibid., p. 321) 1315年1月10日 (ibid., p. 408, 410) 1315年10月10日 (ibid., p. 456) も Commission が付された。又、1315年 Commissioner として軍隊を指揮した Earl の他の貴族は、やがて総括つていたのがと思われる (Prince, pp. 356—7)

(三) M. Powicke も Military Obligation of Mediaeval England. 第10章 Edward III. The Failure of Compulsion(註 p. 184) の中で Prince の方法は、Commission of Array の人數を減少させる競争があつて、これが、Sherborne も Commissioner が徵募した人員をもつて、Retainer がその費用を負担する形となつた。

(四) 訳く Sub-Contractor が Sir William FitzRalph が所有する Man-at-Arms, 100人 Archer が提供し、100人 Sub-Contractor が Sir Robert 100人 Archer を提供する。100人の Man-at-Arms が100人 Archer を提供する。

(五) N. B. Lewis も “The Last Mediaeval Summon of the English Feudal Levy, 13, June, 1385 (Eng. Hist. Rev. Vol. LXXIII (1653) pp. 1—26) に於いて、所謂のFeudal Levy」であるが、Writ の外見上

さうであるのみで、実質的には黙約軍隊がいたことを明かにした。

## 四

しかし、1回生産はいたり、少しの程度の Indenture が現在まで現れてゐる。K. B. McFarlane も述べ、最も多くのは John of Gaunt のものだ。例えば、1319九年の Lancaster 族の Henry IV が國王になつたのも、Lancaster 族の文書が國王の文書として保存せられた事情によるものと思われる。既往が発見された約100の Indenture の内、約三分の一は John of Gaunt のものである。又 Black Prince, Edmund (Duke of York), Richard (Earl of Arundel), Edmund (Earl of March), Thomas (Earl of Warwick) のものが該社が現れる。その内訳は、殆ども中国の如きの型式上は 1397年のものとも大差はない。即ち、(A) Retainer は、(B) (軍隊の) 一定の人員を伴つて、平時・戦時を問わず、主人に向かへるが、(B) 主人が好む所にせんじて、(B) の身分に相応しい軍装をもつて主人と共に赴くこと、(B) 平和時には、主人の召集に従事し、主人の Household に召集され、(B) 主人は、(B) 指定の土地、又は領主権による Annual Fee や Retainer に支払つねに、金時つゝて、主人がその支払を眞にせず、所定の土地或は領主権を譲り、(B) 戰争に従軍中

にせ、所定の日数、又、主人の Household に出仕する期間にも日数を支給する事、戦争で失った馬匹には代替の馬匹を給し、兵員並に装備の運送の任に附る、これら軍用品の分前に与へる規定してある。

今ひとつ一例として、一二八七年の Indenture を提出して置く。「國王 Edward の治世第一五年使徒ヤコブの祝日後の日曜日に Worcester にて、貴族領主 Edmund Mortimer と領主 Peter de Manlay との間に次のことが協定された。即ち、上述の領主 Peter は、陛下の敵である反逆者である Maredudd の子 Rys との一昧に宛て Wales の戦争の遠征に、10頭の武装した馬、最も（中略、ここに馬の種類、価格を列挙す）…を伴つて、上述の領主が最も（やや高い）（を協定した）。…のし領主 Peter が、領主 Edmund の臣下であつて、上記の馬匹又はその一頭を失つた時は、…中略…（条件によりて彼は補償される）…の問題についてのものの大略な保証」として、次のことがなされるべきである。領主 Edmund と領主 Peter とは共に、cyrograph (=indenture) の方法によりて、上述れた文書に夫々印章を捺し、Edmund は、上に述べたもべた型で、上述の条件をもつて領主 Peter に賃給（支払）の義務を負ふことを Chancery に誓約し、又彼はこの誓約を Chancery に記録めた。又、彼は、上記の賃給が、上に述べた条件で支払われない場合は、Hereford の他におのおの彼の土地、財産、不動産から、陛下の Baillif によって徴収され、上に述べた形

ど、領主 Peter は支払わねばやむのためじむを約束する……（後略）」……とある。後の Indenture は更に条項が複雑化してくると興味がある。次に、このもつて Sub-Contract と國王と締結するの間に締結されたものを比較して見てみる。上の一例について、Edward III が William la Zouche の間に締結した Indenture を見てみると、ほとんど、期間が短くなる特徴が見られる。又、Lewis を指揮してこなすなど、指揮権は、通常の日数に、無理加減の特別の日数を附してあるのが異なるよう。

## 註

(1) John of Gaunt's Indenture は、Register of John of Gaunt (vol. I, II ed. by S. Armitage-Smith, vol. iii, iv, ed. by R. Somerville, (Camden Society, 3rd Ser. vol. xx, xxi, lvi, lvii) は、又、彼の Indenture の國王とその確認の箇所による Calendar of Patent Rolls 1367—1399. 並びに John of Gaunt, Duke of Lancaster, enrolled in Chancery." (Camden Miscellany, XXII, (Camden Society, 4th Series, 1) pp. 77—112) は参考する。

(2) (3) Black Prince は、Register of Edward the Black Prince, ii, 34, 45—6; iii, 475—7; iv, 288, 311. Calendar of Pat. Rolls, (1374—1377), p. 298; (1377—1381), pp. 155, 161, 192, 239, 249, 345; (1381—1385), p. 112; (1388—1392), 9, 71; (1391—1395), pp. 582—3, (1399—1401), pp. 16, 22, 75. Hist. MSS. Com. Pep. Middleton, p. 93 並びに Duke of York は、Cal. Pat. Rolls, (1405—1408), pp. 12, 16; (4) Earl of Arundel は、Cal. Pat. Rolls, (1396—1399), p. 255. (5) Earl of March は、Cal. Pat. Rolls, (1381—1385), pp. 99, 116, 119; (1401—1405), p. 229. (6) Earl of Warwick は、Cal. Pat.

Rolls. (1381—1385), pp. 238, 277—8; (1391—1399), pp. 465—6. ( ) Earl of Nottingham. 卩 ॒ ॒ ॒ Cal. Pat. Rolls. (1399—1401) pp. 28, 196, 224—5 (1405—1408) p. 29. (McFarlen "Bastard Feudalism." p. 165 462)

(20) P.R.O., Close Roll, 15 Edward I, membrane 3d.

Hec est conuencio facta apud Wigemor die Dominica proxima post festum sancti Jacobi Apostoli anno regni Regis Edwardi Quinto decimo inter nobilem virum dominum Edmundum de Mortuo Mari ex parte vna et dominum Petrum de Malo Lacu ex altera, videlicet quod predictus dominus Petrus morabitur cum predicto domino Edmundo in expedicione guerre Wallie contra Resum filium Mereduci et complices suos dicti domini Regis maliuolos et rebelles cum decem equis cooperatis precio appreciatis, ( 卍 ॒ ) et si contingat dictum dominum Petrum in servicio dicti domini Edmundi dictos equos seu eorum aliquem, aliquo casu amittere; ( 卍 ॒ ) Et ad maiorem huius rei securitatem, hinc inde faciendam; tam predictus dominus Edmundus quam predictus dominus Petrus huic scripto in modum cyrographi confecto sigilla sua alternatim apposuerunt et predictus Edmundus predictam pecuniam terminis antedictis taliter se detere predicto domino Petro solvendam in Cancellaria domini Regis in forma premissa recognouit et eandem recognitionem in eadem Cancellaria irrotulari fecit et concessit quod si predicta pecunia terminis prescriptis non fuerit soluta quod ea de terris bonis et catallis suis in comitatu Herefordie et alibi per Balliuos domini Regis leuetur et domino Petro antedicto secundum formam predictam soluetur. Data apud Wigemor die et anno supradictis.

Et memorandum quod predictus Edmundus venit in Cancellaria Regis et recognouit scriptum predictum et omnia in eo contenta in forma predicta.

(21) 2. *Nicholas de Atherton. The Saoy, 24 Mar. 1370.*

臣 “Bastard Feudalism” 卩 ॒ ॒ (世溫)

Ceste endenture faite parentre mons[ire] Johan duc de Lancastre, seneschal Dengleterre, dune part, et Nicholas de Atherton', autre part, tesmoigne qe le dit Nicholas est demorez envers le dit duc pur pees et pur guerre a terme de vie.

Pur quele demeuer le dit duc ad grantez au dit Nicholas dys lyvres dargent par an a terme de sa vie ou jusques au temps qil aura autrement ordenez pur soum estat, a prendre mesmes les dys livres des issues de soum manoir de Derby en counte de Lancastre a les termes de Pasque et de la saint Michel par oveles porcions par les mains de soum receivour illoeqes qd pur temps serra.

Et commencerai le dit Nicholas soum an de guerre le jour qil se departira de son hostiel envers le dit duc par ses lettres queux luy serront envoiez, et delors prendra tieles gages come autres esquiers de sa condicoun prendront si bien decea la meer come par dela et covenable eskippesoun pur ses gentz et chivaux et ses autres herneies pur passage et repassage.

Et serront ses chivaux de guerre prisez, et si null' de eux soient perduz en le service le dit duc, restor lui sera faite come reson demande, et alors en aura le dit duc la moite des prisoners et gayns de guerre prisee et gaynez par le dit Nicholas. Et si null' des chivaux lavantdit Nicholas ne soient prisez, alors aura le dit duc sinoun' la tierce partie des profitz de guerre issint par le dit Nicholas gaynez.

En temsognance de quele chose les avantditz duc et Nicholat a cestes endentures entrechangeablement ont mys lour sealx.

Don'al manoir de la Sauvoye juxte Londres le xxiiij jour dema[r]c, Ian du regne nostre seignur le roy Edward' tierce quarant quart.

Patent Roll no. 352 (22 Ric. II, part 3), m. 13. (Lewis. Indenture of Retinue. p. 87—8).

(22) *Indenture between the king and Mysire William la Zouche*

(世溫) 111

Fait a remembrer qe le xvij iour de Juyn lan du regne nostre seignur le Roi disme Monsire William la Zouche est demorez od nostre dit seignur le Roi par tout lan entier prochein suiant a lui servir en guerre queu part qe le corps le Roi va od trente hommes darmes et prendera de nostre dit seignur le Roi por ses dites gentz darmes gages acustomez por le temps qil demorra od meismes ses gentz en guerre. Et attera restor des chevaux prisez por les dites gentz q se perderont en le seruise nostre seignur le Roi auantdit. Et prendra de nostre dit seignur le Roi por fee e por toute manere dautres choses deux Centz marcs por lan auantdit. En tesmoignance de queu chose est faite ceste enditure, sealless du priue seal nostre seignur le Roi e du seal le dit monsire William entrech-aungeablement. Done a Westm' lan e le iour desusditz.

...summa quarte indenture ciijij li. ix s. viij d.

Endorsed: —Indentura domini Wilhelmi ia Zouche.

Ann xo° Memorandum quod comp' per istam indenturam.

P.R.O. Ancient Deed (Exch. K.R.), R.S. 162.

(Lewis, B.I.H.R. Vol XX, p. 117—8)

(ω) Lewis, B.I.H.R. Vol XX, p. 116.

## H

G. A. Holmes 計 Earl of March, Edmund Mortimer (1373—81), ルイ・ル・Roger Mortimer (d. 1398), Earl of Salis-bury ルイ・ル・William de Montagne (1343—97), Earl of Lancaster ルイ・ル・Henry (1327—45), Earl of Northampton ルイ・ル・William de Bohun (1337—60), Earl of Hereford ルイ・ル・Humphrey de Bohun (b. 1373) の共々 Indentured Retainers ルイ・ル・後継者等の賃金の支拂ふ所の附書

Retainer の Annual Fee の額並に勤務の種類の如く、又亦少額の <sup>(一)</sup> 賃金の如き。又兼併せ、111111母の Boroughbridge の領の如き、即ち領地の如きをもつてゐた Earl of Lancaster の Muniments などある。Earl of Lancaster, Thomas, の Retainer の如き記述する。領地の如きは、彼の之後 Edmund Mortimer の如きが領地の如きである。彼の之後 Sir John de Lancastre, Knight の如き Sir Thomas Mortimer (元) Sir John de Bromwich, ル Duke of Clare の如き。Sir Ralph de Lingen) Esquire と (John de Bristowe, Henry de Conway, Leonard Hakeluyt, Richard Botirall, (Mortimer の Lordships of Wigmore の Constable, Parker, Keeper of the Chace) Walter Bromwich, Hugh Cheyney) 長老 (Esquire ?) と (William Hornby,) Clerk と (William Forde (領の御職の如き) Thomas Hildburgh (スリーブ) Lordship of Clase の clericus compotii (Earl の Herald of Arms,) 長老 (Hugh de Boraston (スリーブ) Earl の Attorney). William de la Launde. (Servant と Roger Hngges. (長老) ルイ・ル・Treasurer の如きの如きの如き) Earl of Salisbury ルイ・ル・William de Montagne (元の Treasurer といた書簡など、四人の Sergeant (元の Sergeant at Law と) 一人の Attorney in the Exchequer, (元の Attorney) 一人の Attorney

in the Common Bench は毎年ハシリング大ベンスの支払ふを  
命じてゐる。この中で極めて広い範囲の人々に Annuity  
が支給されることが判る。更に巻末付載の Earl Thomas of  
Lancaster の Retainer の表によれば、約 110 人の Re-

tainer の名が記されている。この内約 100 人は一聴的な Retainer である。又、上に述べた諸々の Earl の Retainer 中  
にせば、彼等側近とおつて、主要な活動をしてゐる人物が脱落してゐ  
るといふべきものだ。必しもやねいか Retainer の全てを網羅した  
ものではあるまいが、Retainer の全てを網羅した  
Indenture を受けて出陣するに際して信頼するに足る武将、又、  
軍團の従属の數人、家職、法律家等、所謂 Baronial Council に席  
を占めて助言を仰ぐ、或は家領の経営に極要な地位を占める人々  
など、Retainer として Annual Fee を支払つたものであつた。

最後に、最も史料がひらく、又規模の大なる Indentured  
Retainer を有した John of Gaunt のやれどこの研究  
を紹介しだす。John of Gaunt の Retainer としては、主に  
は S. Armitage-Smith による研究がある。彼は Regis-  
ter の他の品録から、1371 年から 1381 年の間に、彼  
の Retainer として Fee を課したものを探出し、貴族六、騎  
士 111 人、Esquire の他 1111 の名前を表として作成してい  
る。彼の書の表の上に記載された、この表は、決して、完全なもの  
ではあるまいが、一応の概念を得るには、便利であつた。彼  
の Retainer 中にせば、貴族と並んで、家職・料理人長の如きも

見られる。特に森野人長の如きは、Sergeantry Fief の報酬の結  
果として、Retainer として Fee を支払つたものになつたもの  
の上題はね。

註

(1) G. A. Holmes, *The Estates of Higher Nobility in XIV Century England* (Cambridge 1957). Chap. III. Retinue and Indenture. (pp. 58-84).

(2) S. Armitage-Smith, *John of Gaunt, Duke of Lancaster*. (Reprint)

(London, 1964). Retainer の表は、臣臣〇一臣臣大員とある。

(補註) John of Gaunt の Retainer は固つて古くから問題となつてゐるが、彼が Retainer を利用して、議会や自派が固めた（所謂 Packing）上層階級の問題を議論したのは、S. Armitage-Smith で、彼は Chronicon Anglicum によつて、John of Gaunt が、1376 年 Good Parliament 以後、議会の下院代表議員の問題に関心を示し始める。以後、Lancaster Party が下院に於いて最も重要な要素となつた」とある（p. 137）。なお彼によつて Josiah, C. Wedgwood は、「John of Gaunt and Packing of Parliament」(E. H. R. vol. 45 (1930). pp. 623-625) が於いて S. Armitage-Smith が作成した Retainer の人名表が 1371 年一八二年の間の 111 の議会の下院議員人名と比較し、111 人の騎士中、一度でもその間に議員であったものは、110、1311 人の Esquire 中同様の期間に一度でも議員であったものは 17 乃至 19 である。又、各議会毎に彼の Retainer や議員となつたものや次のようない算計算してゐる。

5.	7.	5.	6.	5.	9.	5.	7.	6.	8.	9.	10.
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

1372											
1373											
1376 (Good Parl)											
1377 (1)											
1377 (2)											
1378											
1379											
1380 (1)											
1380 (2)											
1381											
1382											

(六八九) 一一九

レント、また Armitage-Smith の説を批判してゐる H. G. Richardson も、"John of Gaunt and Parliamentary Representation of Lancashire" (Bull. of John Ryland Libr.) pp. 175—222 などより、John of Gaunt の下院選舉における態度を更に詳細に考察している。即ち、単なる Retainer による Packing の問題のみならず、Duchy of Lancaster の Palatinate 領域に於いて、彼が下院選舉における公的な態度なり方策なりを取つたかについて詳細に検討し、一三七六年の Good Parliament の際にして態度に左した変化のなかで、Duchy of Lancaster の領域に於ける下院選舉に於て、特に著しい干涉はなかつたといふ。又 S. Armitage-Smith の説を批判している。

## 六

更に、こゝにした「封土」支給によるなほ主従関係の設定は、軍隊の内部に於いてのみ行われたのではない、又 Annual Fee の支払のみを媒介とするものでもなかつた。むしろ最も古くは、このような「封土」によらない主従関係は、一般行政機構、又司法機構に寄生しつゝ生れて來るのである。例へば、一二八一年の Edward I の書簡には「田畠の支払によつて、我々に仕えぬことを、深く切望する」とあり、六人の貴族に、貨幣の支給を条件として国王に軍事勤務を提供することを要求してゐる。やがて、国王顧問官も、軍隊の幹部が国王から契約によつて、貨幣による支給を受けたのと同じく、勤務に対して全て貨幣による支給を受け國王に対する特別の忠誠を誓つまどに至つてゐる。かくて、行政官吏についても、封建制度からの離脱が見られた。このことは、直ちに大貴族の Household についても現われるのであつた。

家賃が Fee を廻らぬのむ、更に新しい主従関係設定の媒介物の、貴賃のみではなかつた。夫々の権力者は、権力を利用して特別の恩顧を示すしむ、既に Patronage を廻らしの新しい主従関係が設定されしむる所であつた。これが Maintenance と称した。Edward I は Statute of Westminster I. 1351七年の Statute 等で、佃农の Maintenance を禁止するかを賦役から Petition がなされた。この意味で、この Retainer 制は、国王権力の増大による政・司法の整備となしには帮くられぬるものであつて、H. Cam<sup>(1)</sup> の正に指摘するやうに、「寄生的」性格の強ひゆのへ皿は切れるを得ない。

かくして、中央の権利者を頂点に、單に軍人のみならず、行政官・同法官・地方豪族・豪農を初め、諸々の職業・身分の人々が、一種の主従関係に入ることとなつた。これらの人々が、中央にある貴顕の権勢を利用して自己の利益の保全を図つたのであり、又権勢者は、夫々才幹あるものを自己の支配下にねらひしむつて自己の権勢の支えとしたのであつた。Paston Letters は、十五世紀の Norfolk の豪農である Paston 一族の記録であるが、地方豪紳にとつて、中央貴顕の Patronage がいかに必要であつたか、又中央貴顕にとつては、自己の権勢維持のために、このよくな地方卿紳を抱き込むことがいかに必要であつたかを如実に示す幾多の書簡を收めている。<sup>(2)</sup> 更に、貴顕或は地方豪紳は、單になんらか社会的に有力なもののみでなく、時には、選挙、或は裁判

の際に、敵又は敵の一昧に威圧を加え、時には暴力を振るだめに、無頼の暴徒をも、Retainers として支給するに置く必要で、やむを得た。一般に Retainer とは Livery と称する主家の与へる制服が支給されたが、仕事は主家の一昧に事ある時など、Retainers の一団が Livery を着用して示威を行つた有様は、匪<sup>(6)</sup>～ Paston Letters どもいつても知ることが出来る。<sup>(6)</sup> 一二九〇年と推定される Retainers の立法に於いては、その区別を示すために、Retainer との金<sup>(7)</sup>が同一のものではなく、(1) Resident Household Attendants. (2) Indenture 契約による半<sup>(8)</sup>・戸<sup>(9)</sup>・職<sup>(10)</sup>と主人に勤務を提供する人々、(3) 繙時に Fee 又は Patronage を取ける、主人の保護を受けた徴し<sup>(11)</sup>、Livery を賜つたものである。前節に於いて述べた如<sup>(12)</sup>、近世の特權を取ったものである。前節に於いて述べた如<sup>(13)</sup>、Earl の Retainer は、織田<sup>(14)</sup>、豊臣<sup>(15)</sup>の如きが考へられる。この点は、上記の Paston Letters 等を測じて同成り具体的に知ることが出来<sup>(16)</sup>。

題<sup>(17)</sup>の如き Paston 家は、Norfolk 地方の Gentry どもり、John Paston も其心<sup>(18)</sup>した、一家の往復書簡は、Gentry の行動をのものを明らかにして貰うので中世末期イングランドの社会史、政治史を具体的に知る上に極めて貴重な史料と認められるを得ない。この二つの書簡を通じて看取せらるる地方 Gentry と中央貴顕との間の私的保護関係の発生する過程なり条件などの

明かにして見たい。John Paston の父は、Norfolk の Gresham の Manor を購入し、それを子の John に譲つた。Suffolk の人 John Heydon は、Lord Moleyns を動かして、Maoor と交つて Heydon が権利を握つてゐる所、裁判が決着しない以前に Lord Moleyns の助力を借りて、実力を以つて Gresham の Manor から Paston を駆逐した。ここで Paston が領地の廻顧を乞はれるを得なくなつた。初め彼は同教 William Waynflete に近付き、次いで彼の仲介で Lord Moleyns の側近の法律家にまで近づくことが出来た。彼は Lord Moleyns と直接会見しもつとしたが果たず、一方 Moleyns は、Gresham の Manor を駆逐せよ、一団<sup>(19)</sup>の半<sup>(20)</sup>一戸<sup>(21)</sup>の田地は、Moleyns が、彼の Liveried Retainers からの約 1000 人の集団を組織して、John Paston の一家を離かし駆逐した。しかつて、Moleyns は、East Anglia に勢力を有し、Sheriff 初め行政官、司法官が多く彼の一昧であつたので、彼は中央に働きかけて、国王 Henry VI の恩顧を受けて初めて事件を解決してゐる。ところで、地方豪紳がその所領維持のためには中央貴顕の恩顧（所謂 Good Lordship）を得るが、いかに必要であるかがよく示せねばならぬ。

一方、中央貴顕の側にあつても、中央に於ける権勢維持のためには、地方豪紳の協力が必要不可欠であった。これが最も如実に現われてゐるのが選舉である。Parliament に於いて、下院に多くの味方をもつたが、彼等の中央政界に於ける發言力の大小を

決定する要因であつたからであつて、中央貴顕は、官職の榮達昇進を望む地方行政官、同法官を Retainer としていたから、彼等に対する所謂 Influence を利用して、臣下と結ぶ豪紳の利益を守り、そして彼等を下院に送り込んで、臣下の勢力維持に努めたのである。しかし彼等は、単に平和的な手段によつてのみ達成されたのではなく。時には、上述の Paston Letter に現われてゐるような、暴力的な実力行使をも伴へんことをあつた。そのためには、単に、地方豪紳のみならず、武力を構成する一般庶民、或は無賴の暴徒ぬづかか、Retainer の Nexus に加えられて来るのであつた。下院の選舉に於いて、相対立する地方豪紳が互に議席を争ひ、相対立する中央の貴顕が夫々を援助する場合などは、暴徒に他ならぬ Liveried Retainer が大挙して、選舉を妨害し或は干渉して、混亂を生じてゐる例が多々。この選舉の問題は、特に Roskell の研究(9) によつて語られた點が多い。

又、上級貴族たる中央貴顕と地方豪紳との間に生れたこの関係に關しては、地方豪紳が上級貴族の完全な支配下に陥つていたからではない、現在の所がど見解の一致を認めるだ。即ち H. G. Richardson も、“The Commons and Mediaeval Politics” (Trans, Roy. Hist, Soc. 4th Series, XXVII, (1946) pp. 21—45) に於いて、地方豪紳が中央に勢力をもつて上級貴族のおかげで、いじらしく縛縛くびきつてゐるのだと云つて、K. B. McFarlane も、“Parliament and Bastard Feudalism” (Trans, Roy. Hist, Society, 4th Series, XXVI, (1944) pp. 53—79) に於いて、

地方豪紳が充分自主的に行動つていたむ併張つてゐる。この論述は、主として H. L. Gray の “Income from Land in England in 1436” (E. H. R. XLIX. (1934) pp. 607—39) によつて、上級貴族と若干の地方豪紳の間の経済的につき興味がなゝ點ではない。斯うしたに發表された T. B. Pugh や C. D. Ross の研究 (“The English Baronage and the Income Tax of 1436” (Bull, Inst, Hist, Res. XXVI (1953) pp. 1—28) によれば C. D. Ross の The Estates und Finances of Richard Beauchamp, Earl of Warwick (Dugdale Soc. Occ. Papers, No. 12) (Stratford 1956) への想の方面的研究が俟たれ。

## 註

(1) J. E. Morris. The Welsh Wars of Edward I. p. 74.

(2) B. Wilkinson. Constitutional History of Mediaeval England. vol. III. pp. 142—3, p. 146, p. 205.

(3) B. Wilkinson. Constitutional History of Mediaeval England. vol. III. p. 205, pp. 230—1.

(4) Maintenance は最初に誰が最初に現されたのか、國王の選出のやねに付随する。初期の Maintenance の最もつては “Chancery” (English Government at Work pp. 203—4.)

(5) H. Cam. England before Elizabeth.

(6) 議題、七十半紀 Commons の 1 次選出 (長老制、11世紀) 参照

(7) その Statute によつては、N. B. Lewis の行った分析がある。N. B. Lewis. “Organisation of Indentured Retinues” (Trans, Roy. Hist, Society. VII Series. vol. 27)

(8) Paston 総著のうち、Bennett, Pastons and England (Cambridge. 1937) がある。

(\*) Roskell. *The Commons in Parliament of 1422*. (Manchester Univ. Press, 1954).

## 七

このよつた王・從隸係の Nexus は我が國の國家の対応せしものであつたのか、<sup>(1)</sup> Indentured Retinue, Livery and Maintenance は奴隸の立派の経営を少しへて見たる。この兼一は Edward I の 1310 年の議會が制定した「*Ordinance and Definition of Conspirators*」である。この中で「この國に於にて、懲意ある金に援けるために人々は Livery 又は Fee を与くたもの」を叛逆者の一種としている。<sup>(2)</sup> 1311 年の制定法に於ては、「普通法に反して、訴訟又は党派を支持した人の」を非命法<sup>(3)</sup>、又、<sup>(4)</sup> 1312 年の制定法は、金の貴族に、<sup>(5)</sup> Retaining・Livery・Maintenance や禁じてゐる。しかるの最後の制定法は、一つの駆逐<sup>(6)</sup>おむと懲罰をかうだよつたのである。

Richard II の治世には、<sup>(7)</sup> 1347 年の議會は、「僅かな収入の者が一年一桶の帽子や他の Livery を与へ、正しからうとながるべく、金の争ひに於て他のものを支持するところの約束をなすたる」、人々を結社に統合する<sup>(8)</sup> ことを禁止した。Esquire の他を Retinue ある」禁書を指摘し、合法的な Maintenance 以外は「かかる Livery とある」、Maintenance をなすたるに、人々を結社に統合する<sup>(9)</sup> ことを禁止してゐる。この法律によつては、この法律のものは、事實として Retaining Dunham によれば、この法律のものは、事實として Retaining のものを禁止したのではなく、国王の特許を要件としたに附屬するものである（1461 年の制定法による、Knight,

註釈 “Bastard Feudalism” と云ふ（略説）

（六九三） 11111

た。<sup>(10)</sup> この法は、社会的に独立性なく責任のない人々は、貴賤その他の Fee・Robe・Livery を取て Company of Livery の一員となる時も、「Maintenance の懲罰に於て大胆になら」からいふべし、Knight, Esquire などは、其人の Household における Servant も除いて、Livery を取るのを禁じ、又、やがて、「懲らしめの國だ」と、職務・官職を置き、生涯の懲罰<sup>(11)</sup>だ。又、Livery を取る限りの者、Knight Esquire が置かれた。Duke Earl Baron<sup>(12)</sup> Baronet<sup>(13)</sup> が置かれた。又、1319 年の法令では、Yeoman<sup>(14)</sup> Esquire が自分の下に持つ、Household Servant<sup>(15)</sup> が場合を除か、いかなる Livery をも着用するのを禁止してゐる。その後、1320 年、1321 年の命令に於てても、多少修正が行はれ又内容が明確にされたといふべきである。この後、1326 年、1327 年、1328 年の命令に於てても、懲罰に於ては、1319 年の制定法が踏襲されてしまふ。次にも 1328 年に、Edward IV が即位して間もなく、彼は、この最初の命令で、いかなる人も、国王の特許を取つては、服を、「彼を助け、彼の敵と戦ひ、彼の所領内の叛乱を静めるために、国王の命令によつて人々を集める場合を除いては」 Livery を取つてはならないとしている。この命令は、Retaining<sup>(16)</sup> ものをも禁止したのが知られるが、W. H. Dunham によれば、この法律のものは、事實として Retaining のものを禁止したのではなく、国王の特許を要件としたに附屬するものである（1461 年の制定法による、Knight,

Esquire のみならず Gentleman も Livery の着用は許されぬものになつた。更に 1468 年の制定法にも「いかなる貴族、地位の人とも併し、彼自身、又は代人によひて、1468 年(大内 1 回目)以降、いかなる文書、誓約、約束によるども、Menial (= Household) Servant. 家職、法ど通曉する者に於してを除くにせば、いかなる Livery も止め得る。又、(彼等以外のものに) Retain も出来ない……」と規定し、驅服を明記しこと。しかしこ本制定法の前文とその他の条項に「なれど又はなれども、公法的行為」のためには、Retain も認められる。

従つて、これが現れた来た所が「Livery, Retaining と置かれる立法の初めから 1330 年までは、禁止の半ばは、Maintenance と置かね、1330 年以後は、Retaining の詰れる範囲を定め、Household Servant を除くにせば、Retainer 以外には Livery も禁じ、1461 年以後は、Retaining が国王の特許事項としたのである。

今後は注目すべきは、Bastard Feudalism の詰跡が見えてゐる。この由来を知る Retaining ののちに詰れる全面的禁止されたのが 1330 年の新規の注目したのが N. B. Lewis である。Lewis は、「The Organisation of Indentured Retinue in Foruteenth Century」(Trans, Roy, Hist, Society, 4th Series Vol. XXVII (1945) pp. 29—39) に於いて 1330 年の新規法を中心に述べ、1 回半題として

王權の Retaining に対する態度を検討し、更に 15 世紀のこの種の立法の検討は、W. H. Dunham によつて行われた。Lewis によれば、1330 年の制定法に於いて、士に述べたように、貴族の Esquire 以上のものにのみ Retaining を認めたんとは、社会的責任ある者にのみかかる関係を認めるに由つて、Retaining 及び Livery·Maintenance から出される混乱を回避しようとしたのではあつたが、Retaining ものものにてて全面的禁止を行はれていたのは、軍事上は勿論或は行政上も、例え King's Council のメンバーの決定も、封の保有關係によりて行はれるのではなく、封關係とは別箇に King's Council のメンバーにてて選定せられた人々が、国王に忠誠を誓つてメンバーとして駆使せられたのであり、又、これらのメンバーは、メンバーにてて国王から報酬の支給を受けるのでになつたのである。しかしも畢竟みると、国王権力そのものが既に Retain 制そのものに深く根差してゐる。Retainer 制そのものを目的に制定し得た事情にあつたといつてよい。<sup>(a)</sup> 又、15 世紀の奴 Indentured Retainer 立法に於いても同様のことが述べよう。最初の W. H. Dunham は、国王 Edward IV が、國政の中枢を占める重臣の間にせりて一種の Retainer 関係が存し、これらの重臣が、地方の領主や Retainer との間で、國土の統治に向つたのであつたといつてゐる。ここに彼の Retainer の立法に於いて、「國土の特許」が強調せられてゐる所因の意味が明かとなるであら。

註

(一) Statutes of the Realm. I. p. 145. 33 Edward I. ヒの法やだ「the ordinance and final definition of conspirator」ヒにわれてこゆ。ヒの必要な部分を証明するに、次のものとせよ。「聯名、協約、又は同盟にもひて、連合し、或は互に結んで、彼等の各々が（彼等の）他の人々の訴訟を、虚偽の或は悪意ある告発を行つか、或は、何等かの個人をして告発の対象たらしめるか、或は虚偽の訴訟を提起し或は支持するひととみひて、助ける者。或は、未感染者の子供をひて、人々を重罪の訴えを提供 める、もれどもひて人々が拘禁され又苦痛に苦しむに至らせる者。彼等の悪意ある行為を支持 めるために、Liveries 等は Fee やLiveryの國の人々や Retain つた者。ヒのことは与へた者にも受けたものにも及ばず。ヒの Lordship' 官職或は権力によつて、彼等の主人或は彼等自身の財産と関係のあるものには別の訴訟当事者のために、争ひ又は訴訟を支持した者。」といふ。

(二) Statutes of the Realm. I. p. 256. 1. Edward III. stat. 2.c.14 「國田は、一般の權利が、富める者も貧しい者も問はず、金の人々に行われるふに、彼の顧問官、或は、彼の他の大臣の誰でもが、誠実な國の貴顕の誰でもが、自分自身で或は他の人、或は、書簡或はその他の方法によつて送られた命令により、貴賤を問はず、ヒの國の誰かにひいて、普通法に反して、ヒの國の争ひや訴訟当事者を支持し助けないと禁止する。」

(三) Statutes of the Realm. I. p. 304—5. 20. Edward III. c. 5. Dunham の謫 (Lord Hastings, p. 69).

(四) Statutes of the Realm. I. Richard II. c. 7.

(五) Statutes of the Realm. II. p. 74—5. 13. Richard II. Stat. II. c. 1.

「……前略……我が國の種々の地方や、ヒの國の訴訟や調査の多くの援助者、教唆者、煽動者、訴訟代理人、裁判官抱込み人などもひて、余る多くの人民の損失にならざり行なつてゐる重大な激しい压迫や Maintenances に關して、聖。俗の貴族、並に、我が國の庶民もひて、余る烈しい苦情と重大な訴えが行なれておらる。かかる（上級の諸々の悪事を行ひ）人々の内、多くは、Fee & Livery of Company による Robes や他の Liveries によつて、われたる國の貴族や他の Retinue によつて、一層彼等の Maintenance

と點事に於いて力でけられかつ大膽となるのである。

やれ故に、余の大顧問官の助詞など、上位聖職者或は聖なる教宗のいかなる人も、Bachelor & Esquire やおおの財産のない人の人も、Livery of Company ひかざれる、かかる Livery やいかなる種類のものもヒの、助役又は又いかだる Duke, Earl, Baron 或は Baonnet も、虚偽の或は悪意ある企てなしに、Indenture もヒの、生涯の間、平時・戦時を問はず、Retain われぬのでなければ、誠に、彼の Household が陛下の身辺の従者でなければ、騎士ある者は Esquire やおおの Livery of Company を身につけねじを嚴重に禁止するから金した。又、それが (Livery of Company) は、彼の身辺の従者でなければ、Yeoman, Archer ひ世話を Valet 或は Esquire より身分の低い人々は、助役のではないな。

金の聖・俗の諸侯、又、いかなる身分・地位の人も、かかる援助者、教唆者、煽動者、訴訟代理人、裁判官抱込み人から彼等の Fee 衣服並に全ての種類の Livery や被る、彼等を奉仕し仲間に Retinue から駆逐するものである。……もし誰か諸侯の一人が、かかる理由で、かかる人を駆逐したならば、いかなる他の諸侯も、どんな方法にせよ、その人を彼の Retinue 或は彼の仲間に加えてはならない。

大・小を問はず我が臣下は、その地位身分を問はず彼が何人かの Retinue にあるか否かを問はず、彼自身以外の誰かにひそかに受けけてはならぬし餘だ。彼自身にせよ彼の一昧のものを通じてにせよ、又公然とにせよ秘かにせよ、彼自身以外の争ひ事を助けてはねがふ。Livery of Company と称するかか Livery や、ヒの余の命令に反して使用し着用するのば、ヒの命令發布後 | ○口及び | それをしておめだ、やつて爾後、それを使用し或は着用してはならない。

……ト略……

(六) Statutes of the Realm.

(七) W. H. Dunham, Lord Hastings, p. 72, N.4.

(八) W. H. Dunham, どもだる Lord Hastings & Indenture は、1468年以降「法と反せやれの理の」ヒの下に記載が加へられて、ヒの Indentured-Retainer が其人の關係設定に附いて、充分遵法が行はれていただけ

昭和二年二月二日

(\*) N. B. Lewis "The Organization of Indentured Retinue in Fourteenth Century" (Trans. of R. H. S. 4th Series, vol. XXVII. (1945)) pp. 29—30.

## 八

挿義の Indentured Retainer が、軍事上に於ける Indenture 制と並んで組織的な闘争を始めたといふ。従つて、15世紀に入り、軍制上、次第に Commission of Array 制が復活され、その方面から、上級貴族その他が軍事的準備のため、常勤 Retainer に賃金を支給し、1朝有事の際に備く必要はなくなり行つた。又多数の Retainers を抱える経済的負担も決して無視出来なかつた。例へば、J. M. W. Bean によれば、1461年に於いての Percy 塔の収入の半分は、Retainer のための費用として支出せられたのである。しかるに、諸々の理由から、主・従の關係は、Indenture 契約による賃幣の支払よりも、Patronage 及び Good Lordship に次第に力点が移つて來ゆるに至つた。

この15世紀の Indentured Retainer に関する研究としては、Dunham による "The Organization of Indentured Retinue in Fourteenth Century" (Trans. of R. H. S. 4th Series, vol. XXVII. (1945)) pp. 29—30. が最も重要な論文である。Hastings' Indentured Retainers. 1461—1483. The Lawfulness of Livery and Retaining under the Yorkists and Tudors. (Trans. of Connecticut Academy of Arts and Sciences. vol. XXXIX. (1955) pp. 1—175.) が最も重要な論文である。

Dunham も Brevia Placitata (Selden Society, vol. 47) Hengham's Summa (Cambridge Studies in Legal Hist.) の最も重要な論文である。Select Cases before the Privy Council (Selden Society) 以及 The Fane Fragment of the 1461 Lords' Journal (Yale Historical Publication, Manuscripts and Edited Texts XIV.) (1935) の如き、編度史士の原史料の校讎など、幾多の優れた業績を行つてゐる。しかし、中期イングランド研究に多大の貢献を行つてゐる者であるが、國制史家であるのと、その研究の視点は「法制度」的であることは免れないと、William Hastings が開いた Indenture のみならず、141—15世紀にわたる Indenture を広く考察し、それを比較・検討・分析してゐた点、トマスの死後アーサー王位に於いての、極めて幅広い評価を得てゐる点、既知の所ではある。(2)

彼が取上げたのは Lord Hastings といつて、ほとんど改められを比較・検討・分析してゐた点、トマスの死後アーサー王位に於いての、極めて幅広い評価を得てゐる点、既知の所ではある。

William Hastings も Duke of York Richard の Retainer であつた Sir Leonard Hastings の子孫であるのと、Hastings' Indentured Retainers. 1461—1483. The Lawfulness of Livery and Retaining under the Yorkists and Tudors. (Trans. of Connecticut Academy of Arts and Sciences. vol. XXXIX. (1955) pp. 1—175.) が最も重要な論文である。

彼自身も多数の Knight, Esquire や Retainer をつけて中央政界に活躍し、一四八二年 Richard の幼王 Edward V 廃位の詫問に反対したために、即ち、ローハン塔で斬首された人物である。彼の政界での昇進・活躍、又の間を行った莫大な幅の収穫は、全て彼の Good Lord たる Edward IV の Patronage によるものである。彼の権勢は、全く彼が一三九一年から一三九四年まで、Edward IV, Edward V の King's Council のメンバーであつた彼らの地位に由因するものである。

しかし、彼が発した Indenture は、大抵現存し、これがどういつて、彼が Retain した人々は六七人である。この外、Indenture は現在まで発見われてゐないが即ち Retainer であつたと考えられるものを加へると、彼の Retainer は約九〇人となる。その内八八人は Knight, Esquire, Gentleman で、一人は貴族であつた。

扱、これらの Indenture についての彼の分析についての大要を述べると次のようとなつ。

- (1) 英語で書かれ、かつ文書としての形体が著しく整備されたこと。六九の Indentaure は、形式上から一六種に分類するといふが出来ぬ。内の内一六種には、夫々一例、その他の八〇種には一一し六例で、七例あるものは、二種のみである。
- (2) このような形式上の（細部についての）差違あるにも拘らず、共通点もある。即ち、その内容は Retainer は戦時・平時を問はず、イングランド内紹で Hastings に勤務を提供するといふこと

を生涯にわたつて約束し、彼を助け (aid and succor) 國王を別として、他人との争ひに於いては Hastings の味方をし、又、Hastings と行を共にする (ride and go with Hastings) を約束してゐる。又、社公自身分に相応しく差出し人頭と其の招請に応じて Hastings の詫問に参加するとの約束してゐる。且つこの Retainer の義務に対する反対給付をして Hastings が、Retainer は正義、法、良心と照らして正直なる全般の事柄に於いて Retainer を助け、救ひ、恩顧を専く爲 (aid, succor, favor) し、Retainer は表して “Good Lord” とおもひを約束してゐる。次に、Hastings の Indenture 中、最も長文のものを引用して置く。

「この Indenture は、國王 Edward IV の治世九年一月一日と Hastings の領主 William が、彼が全く寵愛する従兄弟 Sir Simon Montfort との間のものである。上述の Sir Simon Montfort が、今、彼の動機は自由意志か、

上述の領主の下僕たるゝや、又、上記の Sir Simon が國王に対する忠順を除いて、上述の期間の間、全ての他の人とに対して彼の立場と争ひを止めけるべしや、認む、又ここに出席する証人に由つて心から誓つてゐるであらじと、更に、上述の Simon は、いかなる時にもイングランで国内のいかなる場所にゐ、平時・戦時を問はず、上述の領主の許に、或は、上述の領主が、文書又は書簡を以つて指定した場所に、赴く用意があり、然るべあ予告あれば、要求された人員又は Simon が現に

受け又は受けれるであらう（社会的）尊敬に相応しい人員を伴う用意あることを認め、約束したことを証するものであら。この約束を考慮して、上述の領主は、上述の Sir Simon の希望を容れて、彼に対し良き忠実な主人（good and faithful）であり、領主たるもののが当然なすぐれあら、全ての合法的かつ至当な事柄について、彼を助け、援助し、支持することを約束した。又、更に、上述の領主は、戦時に勤務するか或は彼（領主）の命令又は文書によつて、上述の領主の許に参集した場合には、上述の Sir Simon 幷に彼の一隊の正当なる費用を支払つんじや、ひんじ出席する人々を証人として約束した。そしてこの Sir Simon は、彼の信義と騎士道の名譽にかけて、これの約束をいかなる部分をも行ひ、それに反するこゝを生涯行わぬことを約束した。その証拠もつて、我が陛下、国王 Edward IV の治世九年一一月二日、上述の領主の手許に残された Indenture とせ、上述の Sir Simon は印章を押しし跡を以て、上記の Sir Simon の手許に残された Indenture とせ、上述の領主が印章を付し署名を行つた。

むおる。ひんじ注目すべからず、前代の Indenture に於けるものな貨幣支払いの規定のなこと、又 Retainer と要求される個々の勤務の内容とその報償とが、specific と規定されていなないこど、又、主人の Retainer に於つて「Good Lord」たゞもつて努めるという漠然たる表現であら、要するに、主人は、直属、社員的地位等を利用して（法・正義に反しない限り） Retainer の Sheriff とせ、次表のよつてにならぬるに沿ひて、Indentured

利益を擁護する形をとつてゐるにあら。

W. H. Dunham は、又、土地を媒介とし、Homage を伴つ典型的な封建契約の Indenture 文書によつて設定された Lord-Retainer 契約とが、一方では、前者に比して後者の流動性その他幾多の相違があるとしつて、他方では、両者共に、主従間の個人的誠実に基盤を置く契約であつたといつて事実に注目すべきことに注意を喚起してゐる。

次に Lord Hastings の Retainer についての社会的地位、地理的分布、政治上の地位について略述して見たい。（A）社会的地位としては、貴族 [1]、Knight [2]、Esquire [3]、Gentleman [4]、庶民 [5] である。（B）地理的分布によつては、Derbyshire [6]、Leicestershire、Staffordshire 各 1 国、Nottinghamshire [7]、Yorkshire [8]、Warwickshire、Cheshire 各 1、Rutland Lincolnshire Oxfordshire 各 1、Hastings の本拠地の Leicestershire が領地 Midland が圧倒的に多く。C 政治上の地位・職務。一四六一年から一四八二年までの間に六回の議会と、下院議員となつた人の数は、一四人（不確定四人）その延人員は、二五人（内不確定一〇人）。これを同時期の議員であつた者の内人名の確実なもの 103 人に対して、Hastings の Retainer の比は、確実なもののみでは〇・九十九・一ヤハーネ、不確実なものを含めれば 1・11 パーセンヒュドである。Sheriff とせ、次表のよつてにならぬるに沿ひて、

表 I  
Summary of Hastings Retainers as Sheriffs by Counties  
and Years.

Year	Counties	Number of Sheriffs
Nov. 1461	Staffs	1
1463	Staffs (?)	1 (?)
1464	Lincoln	1
1466	Notts & Derby; Staffs	2.
1467	Staffs	1.
11 April 1471	Warwick & Leic.	1.
9 Nov. 1471	Notts & Derby; Staffs; Warwick & Leic.; Wilts (?)	4 (?)
1472	Notts & Derby; Staffs	2
5 Nov. 1475	Notts & Derby; Staffs; Warwick & Leic.; Northants	4
1476	Notts & Derby	1
1477	Notts & Derby	1
1478	Notts & Derby; Staffs	2
1479	Staffs; Warwick & Leic.	2
1480	Notts & Derby; Staffs; Lincoln; Rutland (?)	4 (?)
1481	Staffs	1
5 No. 1482	Notts & Derby; Staffs; Warwick & Leic.	3

表 II  
Hastings Retainers as Sheriffs: 19 Certain + 3 Doubtful = 22

	No. of men	No. of years
Nottingham & Derby	7	9
Staffordshire (I doubtful)	8	12
Warwickshire & Leicestershire	5	5
Lincolnshire	2	2
Northamptonshire	1	1
Rutland (Doubtful)	1	1
Wiltshire (Doubtful)	1	1

表 III

Number of M. Ps known: 1123 out of 1760 = 63.8%

Minus Doubtful cases: 90

Number of M. Ps Certain: 1033 out of 1760 = 58.3%

Number of Hastings' Retainers

Mps. one or more parliaments:

14 = 63.8%: conjectured 100% = 22 retainers.

Doubt. 4

Certain 10 = 58.3%,,,

“ “ “ = 17 retainers.

Number of Hastings M. Ps at Single Parliaments:

25 = 63.8%—conjectured 100% = 40

Doubtful 10

Certain 15 = 58.3% “ “ = 26

Hastings Retainers: % of total M. Ps.

Including Doubtful = 14 out of 1123 = 1.2%

Certain: = 10 out of 1033 = .97%

Hastings M. Ps. at Single Parliaments: % of total M. Ps.

Including Doubtful = 25 out of 1123 = 2.2%

Certain: = 15 out of 1033 = 1.5%

Hastings Retainers who sat in Parliament (?=Doubtful).

	Number of Parliaments		Number of Parliaments
? Maurice Berkeley	2.	Simon Montfort	3.
James Blount	1.	William Moton	1.
Richard Boughton	1.	? John Staunton	1
? Thomas Danvers	4.	Robert Tailboys	2
John Gresley	2.	William Trussel	2
Thomas Gresley	1.	? Henry Vernon	3
Nicholas Longford	1	John Wigston (Wystow)	1

表 IV

Individual Retainers: M. Ps. at Single Parliaments.

Total: 14

Total: 25

Doubtful: 4

Doubtful: 10

Certain: 10

Certain: 15

Retainer 験シテ、上記に記載したる議定の Packing, 聞  
方即ち艦の忠誠の誓いたりとを連シテの地方行政への干涉の実態を  
知る上に極めて示唆する所が多く。 Dunham 田舎者、十歳にて  
こうせ、彼の Indenture は必ず文牒圖せ離外に送れ、一騎の馬  
アリヤトシ程度ではあるまいが、 Dunham 田舎の職の  
トコロ、ノンニミル者たる人々の忠誠、 Household Servant, 駕  
Livery の忠誠の如きの、又 Indenture は駕の如きノル  
はなかつたが、何等かの意味で Lord Hastings の Patronage  
を受け又彼の利益をへしんだり頭せね人々の多数あつたる頃  
ね。例へば、 Sir John A Paston の母かと思ふかどもの一  
人であつた。従ひて、 Indenture 聞く連シテの中央貴族の地方  
支配についたは、今迄其幅が広がる。 E. F. Jacob の所  
が最も頭を曉べる。

補

- (一) J. M. W. Bean; Estates of the Percy Family, 1461—1537. p. 91.
- (二) 諸君、E. F. Jacob. The Fifteenth Century, (Oxford Hist. of  
England) 田舎の忠誠の誓い、忠誠の如きの如き。
- (三) W. H. Dunham. Lord Hastings. pp. 20—21.
- (四) W. H. Dunham. Ibid. p. 28.
- (五) W. H. Dunham. Lord Hastings. 謝川譯 “Lord Hastings' Contracts:  
Retaining by Indenture” (pp. 47—66).
- (六) “This indenture made the xxii day of November the ix year [1469]  
of the reign of King Edward the IV between William, Lord Has-  
tings, on the one part and his entirely beloved cousin, Sir Simon  
Montfort, knight, on the other part, witnesseth that the said Sir  
Simon of his mere motion and free will granteth, and by these  
presents faithfully promiseth for term of his life to be retained  
and withholden with the said lord as his servant, and his full part  
and quarrel to take against all others during the said term, the  
allegiance of the said Sir Simon only except and reserved; and  
over that the said Sir Simon granteth and promiseth to be ready  
at all times and places within this realm of England to attend upon  
the said lord or there as he shall by the said lord be appointed by  
his writing or commandment, as well in time of peace as war, upon  
reasonable warning accompanied with such people as there to shall  
be requisite and as accordeth to the worship that the said Sir Simon  
is of or shall be called unto. And in consideration of the premises,  
the said lord accepteth and taketh the said Sir Simon according to  
his desire and promiseth him to be his good and faithful lord and  
him aid, assist, comfort, and fortify in all lawful and reasonable  
causes as belongeth a lord to do. And moreover the said lord  
granteth by these presents to pay and satisfy the reasonable expenses  
of the said Sir Simon and company so laboring with him in time  
of war or otherwise coming to the said lord by his commandment  
or writing. And the same Sir Simon promiseth again to the said  
lord upon his faith and honor of knighthood to perform the pre-  
mises and every part of them, never in his life to attempt the  
contrary. In witness where of to the one part of these indentures  
remaining with the said lord the said Sir Simon hath set to his seal  
and sign manual; and the said lord to the other part of these inden-  
tures remaining with the said Sir Simon hath set to his seal and  
sign manual the xxii day of November, the said ixth year of the  
reign of our said sovereign lord, King Edward IV.  
[signed] Simon Montfort, k. [seal attached]

## 九

次に、"Bastard Feudalism" の総括的な評価についての最近の諸学者の研究の動向について触れて見たい。既に見たように、Stubbs 初め Charles Plummer によつても、封に基かない貨幣支払又は私的保護を媒介とするとの関係が、バラ戦争に於いて頂点に達した中世末期の社会的混乱の正に原因であつたのであるが現存の研究者は、むしろ夫々違つた立場から、又ニュアンスには相違があるが、必しも全くマイナスなものとは考えず、むしろプラスの側面を指摘しようとしている。次にこれら新しい世代の研究者の見解の幾つかを紹介して置きたい。

(A) B. Wilkinson は、中世末期の封建制度の解体、王権の伸張を前にして、イングランドに於いて貴族が、フランスのそれのように、全的に国王に依存した存在と化して王権絶対化の傾向を容易に詰むことがなかつた一つの原因として、この「Bastard Feudalism」をしきりに、Indentured Retainer 制を挙げてゐる。即ち、封建軍隊の漸次的解体後も、貴族は、この Indenture 制を通じて、武力に秀でた部将を配下とする所を連じて、新軍制下に於いても、旧封建軍制下に於けると等しい軍隊の中核的地位を保持し、その社会的 Prestige を單なる虚名に堕らしめる所を阻止し得たこと、又、中央貴族が、強大となつて行く国王行政、司法制度の中に、この制度を通じて、王権に対抗し得るに足る權力を保持に成功したこと、この二点を特に強調してゐる。又、こ

の制度によりて、社会的に何等かの才能ある者が、貴族の Retainer となり、社会的上昇の機会に恵まれたことが、Social Mobility を大ないしめたこと、又、中央貴族と地方有力者との提携を密接にすることによつて、中央・地方間に一体感を生み、また、地方有力者に政治意識を育成する所とに貢献したことがあげられる。

(B) McFarlen は、封建制度下の封主 Homage に基く主・従間の Nexus に亘つて、「Bastard Feudalism」は (1) 前者が世襲的であり、臣従関係の Precedence が確立していたのに比して、(2) 後者は、世襲化が原則となつていないと、また、Precedence の原則なくして同一人が多数の主人との間に Retainer 関係を結ぶことがあり、それから混乱が生じ得たこと、又 Retainer の側から見て、主人の権勢が衰退し彼から利益を得ぬ期待の薄くなると、一方的に関係を破棄し得たこと、又、Maintenace が往々にして非合法的な保護を意味するものになつたことなど、社会的混乱の生じ得る可能性内包する所を充分に指摘してゐる。このよつた弊害が顕在化したのは主として「国王」の無力による所である。

(C) W. H. Dunham は、Indentured Retainer 制に於いては、世襲されぬ土地を以つて、主人が Retainer に対する貢幣若しくは Patronage は、主人の一方的決定で、Retainer の側に欠怠あれば、即時に停止し得たから、主人の Retainer に対する支配力は反つて強化されたとし、又、Indenture においては、

法の遵守が明確に語及され、又、新たな法の改正によつて、これまでは合法であつた契約を無効として契約を改めている例もあり、従つて、Indenture 契約そのものは、あくまで合法の枠内にも留る體のものであり、社会的安定の効果をも持つ得るものであるといし、社会的混乱の一要因となつたのは、国王が幼少・病弱・無能などのためであつたと考えてゐる。そしてむしろ Social Mobility の促進その他の副次的効果、或は、強力・有能な国王によるものの制度が有効に利用せられた場合には、強固・安定した権力を、既存の古い封建制度の枠組よりもより広い範囲に基いて、形成し得る可能性を指摘してゐる。

## 10

最後に、この「Bastard Feudalism」なるものが、果してイングランドに固有なものであるか否かについての最近の学者の見解を紹介して拙文を終つた。

この点につきは、第1に挙げぬ ジャスティン Ed. Perroy の “Feudalism or Principalities in Fifteenth Century” (B. I. H. R. vol. XX (1943—45) pp. 181—185) がある。彼は一五世紀には、王権の伸張によつて、大諸侯の自立性が失われ、大諸侯の諸権限の Franchise 化の現象が見られ、諸侯は王権に対する依存度を高めたため反つて国王顧問会その他の政策決定機関を通じて王権を制約する傾向が現はれたことを指摘しつゝある。しかし、フランスに於ける「New Feudalism」も云へば

所謂 “Bastard Feudalism” とのこと（註記）

「Bastard Feudalism」呼ばれるものの存在を否定した。しかし最近、P. S. Lewis は、 “Decayed and Non-Feudalism in Later Mediaeval France” (B. I. H. R. vol. XXXVII. (1964). pp. 157—184) と於いて、1回・1月主導のトランプ特に、Duc d'Orleans の文書を中心として、トランプにもイングランドに於いた Non-Feudal な Military Service の存在したことを指摘してゐる。尚、この点につきは、筆者自身も研究を加くる必要が多いが、所謂 New Feudalism をイングランド特有のものとし、その唯一性を強調することよりも、類似の現象を広くヨーロッパの諸国、特に、フランスに求め、それらとの比較研究を行なうところの姿勢が、イギリスの研究者の間に見られることが付言した。

(一九六一年秋、イギリス史研究会に於いて発表した原稿をもとにして今回加筆したものである。尚文部省総合研究による研究の一端である。)